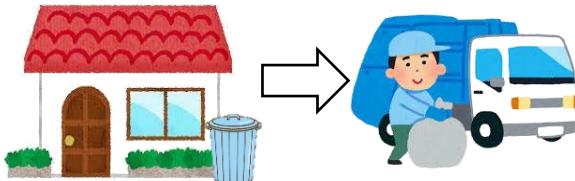


阿見町高齢者等ごみ出し支援のご利用案内

令和6年度より、一般家庭の日常生活に伴い生じた家庭ごみについて、集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障害者に対し、ごみの戸別訪問収集を開始します。

この制度を利用するには、町への申込が必要です（ご利用料金は無料）。

1.ご利用いただけ方



阿見町内に住所を有し、現に町内にお住まいの人のうち、その世帯構成員では家庭ごみを集積所へ搬出する事が困難で、他者からの協力を得ることができない環境にある、下記のいずれかに該当する世帯。

- 65歳以上の者であって、要介護1以上に認定された人
- 身体障害者手帳の交付を受けた人のうち、視覚又は肢体不自由の障害程度等級が1級又は2級に該当する人

2.申請と利用までの流れ

申請書は町ホームページ又は高齢福祉課・社会福祉課窓口にあります。

(1) <受付担当課>

- 65歳以上の高齢者 ⇒ 高齢福祉課
- 障害者、その他 ⇒ 社会福祉課

本人の同意があれば、家族やケアマネジャーなど代理の人でも申請をお受けいたします。

※申請の際は、支援対象要件を確認できる介護保険被保険者証や身体障害者手帳の写しをご持参ください。

(2) 申請書受付後、収集ルートの確認や容器設置場所の確認など、必要に応じて面談(臨戸訪問)を行います。調査は「廃棄物対策課」の職員が行います。

(3) 調査の結果、支援対象となる世帯へ担当課から決定通知書を送付します。

(4) 利用決定後、収集の準備が整いましたら、通知に記載された開始日から戸別収集の開始となります。

※申請から利用開始まで1ヶ月程度お時間をいただきます。

裏面へ

3.ごみの収集方法

○収集回数

- ・毎週水曜日（週1回）に収集します（回収時間は指定できません）。
- ・祝日及び12月29日から1月3日は収集しません。
- ・天災などによりやむを得ず収集が中止となる場合があります。

○収集場所

- ・ご自宅の玄関先などに設置していただく回収箱から収集します。
- ・回収箱は、町で用意し、貸与します。

○収集するごみ

- ・可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ（か・ビ・ソ・ハ・ッ・トボ・トル・紙類・衣類）
- ※粗大ごみは収集できません。直接霞クリーソンセンターへ申し込んでください。**

4.利用上の注意事項

- ・収集日当日の朝8時30分までにごみを回収箱に入れておいてください。
- ・家屋内に入っての収集は行いません。
- ・ごみの出し方一覧表に従って分別して回収箱に入れてください。
- ・分別されていないごみは収集できません。
- ・ごみが出されてなかった場合には、声掛けを行います。声掛けに反応がない場合、登録いたいただ緊急連絡先に連絡する場合があります。

5.問い合わせ先

・利用申請に関すること

TEL888-1111（平日8：30～17：15）

保健福祉部 高齢福祉課（65歳以上の人）

社会福祉課（障害者、その他）

・ごみの出し方、収集に関するこ

町民生活部 廃棄物対策課（霞クリーンセンター内）

TEL889-0091（平日8：30～17：15）